

# 山道川上流

みどり  
水土里ネット

## 広報 No.8

(迫川上流土地改良区)

平成27年12月1日 発行



■調印を終え笑顔で握手する関係者

左から宮城県北部地方振興事務所長、西向土地改良区理事長、迫川上流土地改良区理事長、栗原市長、登米市長、一関市長

[ 関連記事は 9 頁に掲載 ]

### 主な内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| ○理事長挨拶 …………… 2       | ○平成26年度事業報告 …………… 6～8 |
| ○第16回総代会提出議案…………… 3  | ○平成27年度事業計画 …………… 9   |
| ○平成26年度財務状況…………… 4～5 | ○国営造成施設管理体制整備促進事業…10  |
| ○平成26年度財産目録…………… 5   | ○改良区からのお願いとお知らせ…11～16 |

●発行・編集／水土里ネット迫川上流（迫川上流土地改良区） ●印刷／有限会社及川印刷  
●所在地／〒989-5502 宮城県栗原市若柳字川南戸ノ西4番地  
●TEL／0228(32)7181 ●FAX／0228(32)7183  
●組合員数／7,725名 ●地区面積／10,283ha（平成27年3月31日現在）  
●E-Mail／jouryu@hakuue.jp ●ホームページ／<http://www.hakuue.jp>



## ごあいさつ

迫川上流土地改良区  
理事長 高橋 義矩



組合員の皆様方には、土地改良区の運営に常日頃より格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年の天候を顧みますと、春先から好天に恵まれ8月には観測史上最長の猛暑日の連続記録を更新し、水不足のため一部地域においては番水の協力をいただきました。その後は長雨と平成27年9月関東・東北豪雨の災害により、職員が巡回しての被災報告では改良区内の施設にも2億円以上の被害を受け、その復旧に追われて参りました。このように最近の気候変動による局所的豪雨や渇水が多く発生しているなか、迫川上流地区は山地を抱え、平地においては河川水位より低い農地の冠水があったりと、どの地区も維持管理に苦慮している現実であります。こういったことから災害に強い仕組みづくりを国、県等に訴え続けなければならないと考えております。

さて、最近の農業をめぐる情勢ですが過疎化、高齢化等に加え、TPPの交渉過程が秘密にされた中で合意してから内容が公表され、国会決議で聖域確保を求めた「重要5品目」も3割で関税を撤廃する等TPPによる農産物の市場開放の水準が想定もしないくらい高いことが、改めて浮き彫りになりました。土地改良区の事業や運営にも大きな影響を及ぼすことも考えられるため、様々な想定を常に念頭に置きながら組合員皆様の負託に応えるべく努力する所存であります。

次に土地改良区の統合整備につきましては、関係機関のご指導をいただき、4月16日に西向土地改良区との合併予備契約調印、7月24日の総代会での合併承認を経て12月1日付で東北農政局長より合併認可をいただきました。改めて関係機関、関係組合員に感謝申し上げます次第でございます。一方、真坂土地改良区との合併につきましては、事務処理等の課題が若干残っておりますことから、今少し先になる見込みです。

今日の農業・農村は農地中間管理事業、日本型直接支払い制度、国土強靱化による防災減災対策等各種施策も展開されているなかで土地改良区が果たす役割、期待は今後大きく考えております。幸い農業農村整備事業は、予算が政権交代前に戻りつつありますが、予定工期が伸びる傾向が続いており、短期間で完了するように推進に努めて参ります。

土地改良区業務運営につきましては、財務報告、事業報告を広報に記載しているとおりであり依然として農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況ですが、『組合員のための土地改良区』を基本理念に据え、役職員が一丸となって健全運営により一層鋭意努力して参る所存でありますので、組合員皆様方の暖かいご支援ご協力をお願い申し上げます。

終わりに新しい年が皆様にとって佳き年でありますようご祈念申し上げ、ご挨拶いたします。

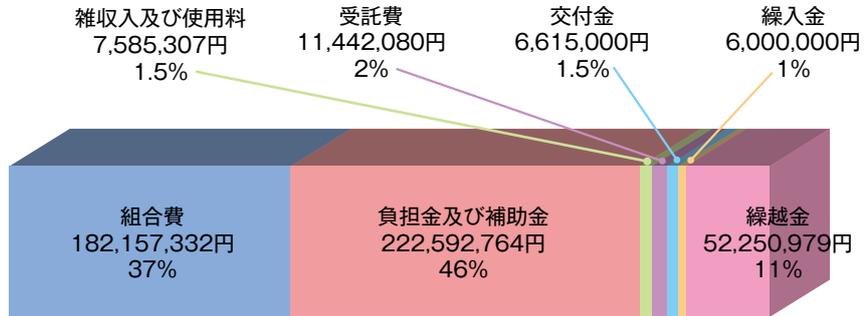


# 平成 26 年度 財 務 状 況

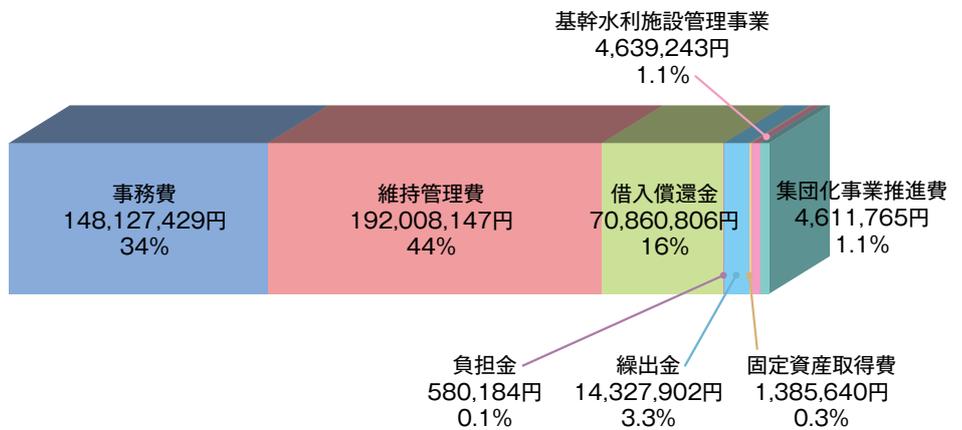
迺川上流土地改良区規約第 47 条の規定に基づき平成 26 年度の財務状況を報告いたします。

## 【一般会計】

収入 488,643,462円



支出 436,541,116円



繰越額 52,102,346円

## 【その他特別会計】

(単位：円)

項目	会計名	石 越	金生地区 維持管理	沢辺地区 維持管理	尾松第1地区 維持管理	尾松第2地区 維持管理	渡丸地区 維持管理	栗原地区 維持管理	沖富地区 県 ぼ
収入 決算額	組 合 費	84,880,061	2,734,171	1,218,855		2,780,422	1,625,845	2,615,793	2,009,428
	補 助 金	12,650,900				34,928,200		33,692,000	4,400,000
	交 付 金	7,560,000					3,424,500		
	受 託 費								3,272,400
	雑収入及び使用料	4,442,779	457	205	6,500	1,588	24,348	1,146	36,390
	区債及び借入金								2,160,000
	一時利用地収益徴収金								363,114
	繰 入 金	7,501,048	619,000	195,000	4,264,120	3,874,100			
	繰 越 金	11,482,653	2,497,270	738,966	1,535,020	1,496,871	1,449,309	1,346,064	4,445,839
	合 計	128,517,441	5,850,898	2,153,026	5,805,640	43,081,181	6,524,002	37,655,003	16,687,171
支出 決算額	事 務 費	40,468			18,256	55,292	22,500	16,376	6,201,550
	維 持 管 理 費	70,186,143	4,916,118	1,520,052	0	12,018,096	5,867,349	2,689,481	291,150
	借 入 償 還 金	53,461,050				26,087,692		34,634,382	634,966
	分担金及び負担金	150,000							2,172,000
	換地業務費								3,348,475
	積 立 金	0							
	一時利用地収益交付金								363,114
	予 備 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	123,837,661	4,916,118	1,520,052	18,256	38,161,080	5,889,849	37,340,239	13,011,255
翌年度へ繰越	4,679,780	934,780	632,974	5,787,384	4,920,101	634,153	314,764	3,675,916	



【その他特別会計】

(単位：円)

会計名		宮野地区 維持管理	下畑岡地区 維持管理	新田地区 維持管理	杭ヶ浦地区 維持管理	沖富地区 県ば預り金	荒砥 沢所	職員退職 給与積立
収入 決算額	組合費	1,300,235	2,233,052	2,380,695	1,818,990			
	交付金		1,890,000					
	発電収入						69,963,002	
	雑収入及び使用料	239,317	1,612	29,022	3,525	83,671	13,796	28,965
	繰入金		8,062,366		265,000			8,317,902
	繰越金	265,102	1,206,512	1,051,348	708,054	177,351,570	47,274,693	123,343,170
	合計	1,804,654	13,393,542	3,461,065	2,795,569	177,435,241	117,251,491	131,690,037
支出 決算額	事務費	21,268	20,264				67,276	
	維持管理費	1,295,654	12,130,331	2,069,831	1,750,561		24,422,557	
	積立金				252,000		84,000,000	
	退職金							172,080
	予備費	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,316,922	12,150,595	2,069,831	2,002,561	0	108,489,833	172,080	
翌年度へ繰越	487,732	1,242,947	1,391,234	793,008	177,435,241	8,761,658	131,517,957	

(単位：円)

会計名		償還金積立	決済金積立	三迫川沿岸 財産区	若柳川南 財産区	二迫川沿岸 財産区	尾松第1、第2 受委託基金	国営施設 補償金
収入 決算額	積立金収入	7,466,585						
	決済金		912,509					
	雑収入	962	190	601	604	2,783	218	92
	繰入金						531,133	
	繰越金	5,225,377	654,062	3,018,352	2,137,441	11,369,359	1,086,234	464,113
合計	12,692,924	1,566,761	3,018,953	2,138,045	11,372,142	1,617,585	464,205	
支出 決算額	事務費			7,500	1,500	4,500		
	繰出金	5,000,000	1,008,048		24,000			
	補填金						830,603	
	補償金							0
	予備費	0	0	0	0	0		
合計	5,000,000	1,008,048	7,500	25,500	4,500	830,603	0	
翌年度へ繰越	7,692,924	558,713	3,011,453	2,112,545	11,367,642	786,982	464,205	

平成26年度 財産目録

【資産の部】

(単位：円)

項目	金額
1. 流動資産	
① 現金及び預金	87,145,759
② 未収賦課金	3,707,090
2. 固定資産	
① 有形固定資産	32,248,449
② 無形固定資産	1,751,820
3. その他固定資産	
① 基本財産	211,818,906
② 特定資産	339,593,354
<b>資産合計</b>	<b>676,265,378</b>

【負債の部】

(単位：円)

項目	金額
1. 固定負債	
(1) 公庫資金等長期借入金	767,171,491
① 県営かんがい排水事業費借入金 3事業地区分	574,067,473
② 県営ほ場整備事業費借入金 6事業地区分	190,726,757
③ 団体営かんがい排水事業費借入金 1事業地区分	2,377,261
(2) その他の長期借入金	66,808,470
① 県営かんがい排水事業費借入金 2事業地区分	62,904,108
② 団体営かんがい排水事業費借入金 1事業地区分	3,904,362
<b>負債合計</b>	<b>833,979,961</b>

# 平成 26 年度 事 業 報 告

## 第 1. 組合員及び地区面積

組合員数 7,725 人 地区面積 102,832,840.15 m<sup>2</sup>

## 第 2. 事業の状況

### 1 施設維持管理の状況

#### ●土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設維持管理適正化事業とは、ポンプ、モーターのオーバーホール、ゲート等の塗装、機械等の部品の取り替えなど、数年に一度行う施設の整備補修に要する経費に対し助成される事業で、一般的な補助事業と異なる点は、事前に事業に加入し整備補修に必要な費用の一定額を、拠出金として毎年全国土地改良事業団体連合会に拠出することで、土地改良区が助成を受ける制度です。

工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
川口揚水機場整備補修工事	7,452,000 円	栗原市一迫地内	φ450mm 横軸両吸込渦巻ポンプ補修整備、電気設備補修工事、132kw モーター補修工事
下畑岡第 5 揚水機場整備補修工事	2,160,000 円	栗原市若柳地内	φ150mm×7.5kw 着脱式水中ポンプ整備補修工事
渡丸揚水機場整備補修工事	4,838,400 円	栗原市栗駒地内	φ200mm×30kw 着脱式水中ポンプ整備補修工事
若柳六畝揚水機場整備補修工事	5,616,000 円	栗原市若柳川北地内	φ300mm 横軸両吸込渦巻ポンプ整備補修、30kw モーター補修工事、補機設備補修工事
石越地区須崎前揚水機場整備補修工事	4,104,000 円	登米市石越町地内	φ250mm×18.5kw 着脱式水中ポンプ整備補修工事
設計書作成業務	907,200 円	上記 5 地区	設計業務
合 計	25,077,600 円		

川口揚水機場整備補修工事



下畑岡第5揚水機場整備補修工事



渡丸揚水機場整備補修工事



若柳六畝揚水機場整備補修工事



石越地区須崎前揚水機場整備補修工事



●維持管理の状況

地区	維持管理の内容	金額	附記
登米市石越町地内 外	土手前揚水機場ポンプ更新工事 外 288 件	110,483,469 円	県営造成施設 外



水中ポンプの更新 排水路の土砂撤去 用水路の目地補修 用水路の嵩上げ

**ご迷惑をお掛け致します**  
 改良区発注の工事では、左のような看板を設置しております。工事現場には重機・トラックが出入りし、大変危険ですので近づかないようご協力をお願いします。  
 追川上流土地改良区発注の工事を行っておりますが、ご迷惑をおかけしますが、ご協力お願い致します。

2 工事の施行状況

●本年度団体営事業の概要

①農業基盤整備促進事業

工事名	事業費	工事場所	工事内容
川台幹線用水路法面整備工事	2,138,400 円	栗原市一迫地内	軽量法枠工 A=100.0 m <sup>2</sup> 、L=35.35m
南谷地地区排水路布設替他工事	1,004,400 円	栗原市若柳地内	排水路布設替 HF500×700 L=40.0m 客土工 A=1.2ha
有賀排水機場護岸整備工事	3,704,400 円	栗原市若柳地内	搬路スロープ工 N=1 箇所
尾松第2地区排水路整備工事	2,484,000 円	栗原市栗駒地内	排水路布設 HF500×500 L=150.2m
押込地区排水路整備工事	5,756,400 円	登米市石越町地内	ブロックマット工 A=460.8 m <sup>2</sup> 、L=144m
区画拡大・暗渠排水工事	38,618,640 円	栗原市地内	区画拡大 A=24.5ha、暗渠排水 A=12.0ha
実施設計書作成業務	4,503,600 円	上記6地区	測量設計業務
合計	58,209,840 円		

川台幹線用水路法面整備工事



尾松第2地区排水路整備工事



南谷地地区排水路布設替他工事



押込地区排水路整備工事



有賀排水機場護岸整備工事



区画拡大・暗渠排水工事



②水利施設整備（基幹水利施設保全型）

工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
石越揚水機場流量計補修工事	8,175,600 円	栗原市若柳地内	超音波流量計交換工事
実施設計書作成業務	410,400 円	栗原市若柳地内	測量設計業務
合 計	8,586,000 円		

超音波流量計



変換器取付状況



検出器取付状況



3 県営事業の進捗状況

県 営 事 業 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容	進 捗 率
県営農村地域防災減災事業沖富地区	108,000,000 円	栗原市築館地内	区画整理 A=8.0ha 暗渠排水工 A=8.0ha	95.20%

施工状況



第 3. 事務の経過

●会議の件数

会 議 名	件 数	会 議 名	件 数	会 議 名	件 数
総 代 会	2 回	監 事 会	6 回	総務委員会	3 回
理 事 会	1 1 回	監 査	2 回	その他委員会・会議	6 8 回

第 4. 経理の状況

●施設維持管理の状況

会 計 名	維持管理経費	附 記
一般会計	196,647,390 円	国営施設管理費、県営施設管理費、末端施設管理費 外
外 12 特別会計	139,157,323 円	水路工事・施設管理費、施設電気料 外

●借 入 金

地 区	借 入 先	借入年月日	利 率 (%)	借入金総額	償還期限	当年度償還額	未償還額
沖富地区	日本政策金融公庫 (仙台支店)	H27.3.25	震災により 無利子	2,160,000 円	H35.1.10	0 円	2,160,000 円

●一時借入金                      なし

●賦課金の納入状況（平成27年 5 月31日現在）

項 目	調 定 額	徴 収 額	未 納 額	徴 収 率	
一般会計 外 11 会計	経常賦課金	178,677,582 円	176,454,550 円	2,223,032 円	98%
	事業費賦課金	112,784,387 円	111,300,329 円	1,484,058 円	98%
合 計	291,461,969 円	287,754,879 円	3,707,090 円	98%	



# 平成27年度事業計画

## ■土地改良施設維持管理適正化事業

本年度は3施設で事業費合計 10,500 千円の適正化事業が施行されます。事業の実施予定時期は12月～3月となっており、施行施設及び事業内容については次のとおりです。

施設名	軽 辺 頭 首 工	的場下揚水機場	金生第1揚水機場
	栗原市栗駒岩ヶ崎茂庭町地内	登米市石越町北郷字新橋向地内	栗原市金成入生田地内
現況写真			
工事内容	電気設備整備補修（土砂吐操作盤） 巻上機カバー整備補修	φ250mm×30kw 水中ポンプ整備補修 電気設備整備補修 （リレー、タイマー等） 付帯設備整備補修 （無送水検知器、スクリーン等）	φ250mm×22kw 水中ポンプ整備補修 電気設備整備補修（操作盤等）

## ■農業基盤整備促進事業

この事業は、農家の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等を目的に、整備済みの農地区画の拡大や暗渠管設置といった簡易な農地整備に助成する事業です。当改良区では、以下の3箇所を施行する予定です。

工 事 名	施 行 場 所	施 行 延 長
川台用水路整備工事	栗原市一迫地内	L = 19.3 m
押込工区排水路整備工事	登米市石越町地内	L = 125.6 m
迫川上流(4)地区 区画拡大・暗渠排水工事	栗原市栗駒地内外	区画拡大工 A = 5.0 ha 暗渠排水工 A = 6.0 ha

## 合併予備契約調印式挙行

4月16日、迫川上流土地改良区と西向土地改良区の合併予備契約調印式が執り行われました。契約書へは宮城県北部地方振興事務所長増子友一様、栗原市長佐藤勇様、登米市長布施孝尚様、一関市長勝部修様、並びに西向土地改良区理事長菅原宗勝様、迫川上流土地改良区高橋義矩理事長が署名し、出席者の見守る中、滞りなく調印されました。

今回の合併によって、土地改良区の経営基盤の強化を図ると共に、用排水施設の維持管理体制の充実、行政、農業関係機関との連携強化、事務体制の充実、経費節減など多面にわたって発展的な展望が開け、組合員の皆様へのきめ細かな対応が可能になるよう努めてまいります。



【合併予備契約書署名】



【合併予備契約書の披露】

**平成27年12月1日付で、  
東北農政局長より合併認可されました!**

※真坂土地改良区との合併につきましては、現在合併推進協議会準備会を構成し課題等を整理協議中であり、早期の合併に向け進めております。

# 国 営 造 成 施 設 管 理 体 制 整 備 促 進 事 業

## 21 世 紀 土 地 改 良 区 創 造 運 動

21 世 紀 土 地 改 良 区 創 造 運 動 と は 新 し い 時 代 を 迎 え、 農 業 農 村 を 取 り 巻 く 情 勢 が 著 し く 変 貌 す る 中、 土 地 改 良 区 が 果 た し て き た 役 割、 機 能 を 改 め て 見 直 す と と も に、 多 面 的 な 機 能 の 確 保 な ど 国 民 が 期 待 す る 新 た な 役 割 に 対 す る 土 地 改 良 区 の 取 り 組 み を、 地 域 の 人 た ち と 一 緒 に な っ て 考 え て い く こ と を 提 案 す る 運 動 で す。

### 花 い っ ぱ い 運 動

今年も栗原市金成地区の三集落の方々  
と栗原市立金成小中学校、更には関係機  
関のご協力をいただき六月二日に活動  
を行いました。植栽活動前に水田や水路が  
もつ多面的な役割等の講話が行われ、い  
かに農業以外に活躍しているのか、ど  
れほど地域貢献しているかを学習しまし  
た。その後、より良い植栽のための植栽ポ  
イントをグリーンアドバイザーからクイズ  
形式で説明していただき、三年生と七年  
生（中学一年）がバディーとなり地域の  
方々と、関係機関もその輪に加わり交流  
を図りながら、ベチユニアやサルビアな  
ど色とりどりのプラン  
ターを協力しながら七  
十四鉢完成させました。  
植え終わったプラン  
ターは、軽便幹線用水  
路、杉橋用水路へ設置  
し花で景観の向上を図  
り、生徒さんに書いて  
いただいたメッセージ  
カードを添え地域に呼  
びかけ  
をしまし  
た。



### 第 十 六 回 伊 豆 野 堰 祭

九月十六日、栗原市立  
一迫小学校四年生とその  
保護者を対象に、第十六  
回伊豆野堰祭が行われま  
した。毎年伊豆野せせら  
ぎ公園を会場として行わ  
れていましたが、今年は  
十日から十一日にかけて  
降り続いた記録的豪雨に  
より、河川が濁流となり  
伊豆野頭首工からの取水  
が出来なかつた為、一迫  
小学校に会場を移し、一  
部プログラムを変更して  
の伊豆野堰祭開催となり  
ました。伊豆野堰の歴史についての紙芝居「伊  
豆野堰物語」や、「伊豆野堰のあらし」で、  
下流地域へ用水を導くための水路造成の苦労  
を勉強し、展示した「農業と農村のいろいろ  
な働き」、「田んぼや農  
村の役割」などのパネ  
ルで農業と農村のいろ  
いろな働きについて学  
びました。



### 『 栗 原 市 民 ま つ り 』 に 出 展

八月二十九  
日に開催され  
た「2015  
栗原市民まつ  
り」に、農業  
用水利施設の多  
面的機能の紹介  
として、出展し  
ました。農業用水利施設は田んぼに  
水を届けるだけでなく、防災や生活  
環境の保全など、私たちの生活を支  
えおり、その様々な働きについて、  
広く皆さんに紹介するためのパネル  
を展示しました。パネル内に答えが  
隠れているクイズに挑戦していただ  
いて、解答者全員に景品をプレゼント。  
そして今年も、「伊豆野堰物語」の紙  
芝居をスライドショーにして上映。  
農業用水利施設の歴史や私たちの生  
活に深く関わっていることなどに  
ついて、お年寄りや小さなお子さんま  
で、多くの方々に興味を持っていただ  
いた一日となりました。



# 改良区からのお願いとお知らせ

## 手続き忘れていませんか？



毎年、賦課金納入通知書発行後に「土地の移動をした」「土地の面積が違う」「組合員名義が違う」等の問い合わせが多数あります。関係する市町村の農業委員会等への届出、登記が完了しても、**土地改良区への届出がなければ台帳の修正は行われません。**届出用紙は土地改良区に備え付けてあるほか、**迫川上流土地改良区**のホームページ (<http://www.hakuue.jp>) からダウンロードができます。


### 『組合員資格得喪通知書』 での届出が必要

- ◆農地を売買または交換並びに贈与したとき
- ◆農地を賃貸借した または賃貸借を解除したとき
- ◆農業者年金の受給または後継者へ経営を移譲したとき
- ◆組合員の方が亡くなったとき
- ◆住所を変更したとき

### 『農地転用等の通知書』 『地区除外申請書』 での届出が必要

- ◆農地を宅地等に転用するとき
- ◆畑等に地目変更するとき
- ◆公共事業等で農地が買収されたとき



**地区除外決済金の納入も必要となります。**

## 地区除外決済金

県営かんがい排水事業やほ場整備事業などの土地改良事業の事業費の内、地元負担分は借入金（賦課金）によって賄われており、毎年組合員皆さんから賦課金として納入頂いています。農地の転用、公共用地買収などにより地区除外されると、その土地の償還金や維持管理費等を残った土地で負担しなければならなくなり、残りの組合員の方々の負担増となってしまいます。それらを解消するため、その土地の負担相当分（これから支払うべき償還金等）を決済の対象とし、決済金を徴収することになっています。

**※この決済金を納入しないと、いつまでも従前の面積のまま賦課されることとなりますのでご注意ください。**

平成27年度の決済金額は下表のとおりです。

決済金種別	1,000m当り	決済金種別	1,000m当り
県営かん排迫川上流地区(三迫川沿岸地区)	2,000円	県営石越北部地区ほ場整備	22,490円
県営かん排迫川上流3期地区(一迫川沿岸地区)	11,700円	県営南谷地地区ほ場整備	2,580円
川南地区県営ほ場整備	8,500円	石越地区維持管理(ほ場整備区域) 田	34,000円
県営かん排迫川上流地区(石越地区)	7,610円	石越地区維持管理(ほ場整備区域) 畑	6,800円
県営かん排石越南部地区	4,820円	石越地区維持管理(ほ場整備区域外) 田	13,600円
石越地区迫川上流かん排附帯団体営	420円	石越地区維持管理(ほ場整備区域外) 畑	2,720円
県営石越南部地区ほ場整備	12,520円		

# 賦課金納入は納期内に

賦課金は賦課基準日（毎年5月1日現在）の土地原簿記載地積により賦課させて頂いています。賦課金納入通知書には当該年度に納めて頂く賦課金合計額が記載され、その内訳が期別・賦課基準別に記載してあります。また、全ての賦課種別・賦課金単価も記載してありますので参考にして頂きたいと思えます。納付書は、前期分と後期分を同時に発行しており、**現金で納入される方は前期分と後期分を一括で納入することも可能です。**

なお、賦課金は納期限が過ぎますと、過怠金として督促手数料及び延滞金（年14.6%）が納期限翌日から日々加算されますので、期限内に納入くださいますようお願い致します。

## 賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい

### 手続き方法

JA 窓口（JA 栗っこ各支店、JA みやぎ登米各支店、JA いわて平泉花泉支店）または土地改良区で手続きができます。貯金通帳及び届出印をご持参の上、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込み下さい。

### 振替できなかった場合

残高不足等で口座振替ができなかった場合は、現金で納入する納付書を郵送致します。左記 JA 窓口または土地改良区で直接納入して頂くことになります。

### 指定口座に変更が生じた場合

指定口座の名義変更・口座番号の変更等が生じた時は、上記 JA 窓口または土地改良区へ届出をお願い致します。

### 残高確認について

口座振替日は前期・後期ともに一回限りですので、振替不能とならないよう、口座振替日前日までに必ず貯金残高の確認をお願い致します。

他の納入方法として、郵便局からの振込も可能ですのでご希望の方は総務課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。

☎ 0228-32-7181



## 領収書の発行について

口座振替の方の領収書につきましては、毎年12月に前期・後期分をまとめて発行しております。この領収書は確定申告等の際に必要となりますので、大切に保管して頂きますようお願い致します。

## 滞納処分（財産差押え）の実施



賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により認可を受けて理事が処分執行することになります。納入が滞ってしまうと滞納額が大きくなり一度に支払うことが困難となり、改良区の業務運営等にも支障を来すことになります。

滞納者には電話連絡・戸別訪問を行いながら納入の督促をしておりますが、それでも難しい場合は、やむを得ず財産の差押えに踏み切っております。

納付の相談は土地改良区事務所にて随時対応しておりますので、総務課賦課徴収係までお気軽にご相談下さい。



### 滞納賦課金は新組合員の負担になります！

「農地を買ったけど、後になって  
賦課金の滞納があることに気づいた・・・」

というような相談に来られる方がおりますが、滞納賦課金は土地改良法第42条（権利義務の承継）の規定に基づき、農地を買った組合員に支払の義務が生じます。

農地を買うとき・借りるときは、滞納賦課金があるかを確認し、後で問題が起きないように互いに十分話し合ってください。

## 用水管理について

近年は晩期栽培や作付品種の多様化により、田植えの時期が長くなっています。改良区としては、河川管理者から許可された“水利権”の中で用水を供給することになっていきますので、組合員皆様方のご要望に十分お応えできないのが現状です。

「水」は、組合員皆さんの財産です。下流末端の方々は毎年用水に苦慮しています。“譲り合いの精神”を大切に、ご協力をよろしくお願いいたします。



- ★田んぼに水を掛け終わったら、必ず水口は閉めましょう！
- ★用水を掛ける時は、下流にも流れるよう調整しましょう！
- ★『無駄な水は流さない』を徹底しましょう！

## 許可水利権が変更されました！！

平成27年6月に新しい水利権が決まりました。取水量のイメージは下図のようになります。最大取水できる期間は4月21日から5月5日までを**4月26日から5月10日まで**となり5日間ずれました。

組合員の皆様から「水が足りない」という苦情が多くなってきていますが、水利権の中で調整しなければならないのが現状で、許可水利権以上に取水することは許されません。

改良区としても精一杯用水供給に努めておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



# 「水苗代用水」へのお願い

揚水機場のかんがい期前の揚水は水利権としての位置付けがありませんでしたが、今回の水利権変更で“苗代期”として設定されたものの、十分な水量が確保された訳ではなく従来通り揚水機の試運転で流れた程度の量となります。

「水苗代用水」として利用されている方々には大変申し訳ありませんが、改良区としてこれまでのように用水路等への供給は出来ませんので、試運転で流れたもの、又は排水路等を利用して頂くようになります。

関係皆様のご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。

## 給水栓の水が止まらない・・・

給水栓にゴミなどが詰まり、用水が完全に止まらなくなる事があります。その際は一度給水栓を全開にしてゴミ排除をしてください。また、地区によっては県営ほ場整備事業完了から10年以上経過しており経年劣化等により、パイプの接合部分が水圧に耐えきれず抜けたり、割れたりして顔等に飛びケガをする事故が心配されます。

安全のため、給水栓を操作する際は顔などを近づけないようご注意ください。



◀◀ ゴミ詰まり



▶▶ ゴミ詰まり解消

## これは自己負担です!

パイプラインの給水栓、マス等を破損させた場合の補修工事費は、自己負担となりますので農作業の際は十分に注意して、大切に管理するように心がけましょう。



## ・ 転作田の復元には!! ・



ほ場整備をした地区で水田を大豆などの転作田として利用する際、多くは“水はけ”をよくするため、弾丸暗渠を行っています。近年、水田に復元するため水を掛けて“荒代”をしてから、「畦畔から水漏れがしている」との連絡が改良区に多く寄せられます。

弾丸暗渠は水田の転作には有効ですが、復田をする際しっかり管理をしないと次の耕作者が大変迷惑をします。

### 次年度に復田するために

- ①秋の耕起と整地を早めにしっかり(特に畦畔沿いの弾丸暗渠部分を多く)行う。大きなトラクターが更に有効です。
- ②春には畦畔からの漏水を防ぐため畦畔塗りをを行い、弾丸暗渠部分を丁寧に耕起する。
- ③水を掛けた後に畦畔からの漏水を確認したら、荒代・代かきを再度行う。漏水の色が濁っていたら畦畔の近くと思われませんが、透明だと浸透してくる場所がよく分からないため、全体を再度大きなトラクターで歩くのも効果があります。

弾丸暗渠した穴は、乾燥したまま残っていますので潰すことが大事です。復田する場合、春作業を早めに行い漏水の確認をする必要があります。

**尚、土地改良区では田面の補修等は出来ませんので、ご理解よろしくお願ひします。**



# 平成27年9月関東・東北豪雨災害



9月の関東・東北豪雨により改良区管内の施設にも甚大な被害を受けました。現在、関係機関と連携し復旧工事を行っておりますが、復旧にはもうしばらく時間を要しますので、ご理解とご協力をお願い致します。



渡丸揚水機場水没  
【栗駒渡丸 地内】



一の堰頭首工土砂堆積  
【栗駒文字 地内】



西風用水路法面崩落  
【一迫日向 地内】



二迫川堤防決壊による冠水  
【築館富冲富 地内】



旧三の堰用水路ネットフェンス倒伏  
【鷲沢袋 地内】



排水路法面崩落  
【金成金生 地内】



岩淵用水路溢流  
【栗駒中野 地内】



小用水路浮き上がり  
【一迫柳目 地内】



旧三の堰用水路法面崩落  
【鷲沢袋 地内】



岩淵用水路法面崩落  
【栗駒猿飛来久保冲 地内】



### 水難事故防止にご協力をお願いします



毎年各地で子供やお年寄りの水路での事故が起きています。普段水量が少ない水路でも、配水調整や大雨予報時の放水により増水することがありますので、地域の方々やご家庭での注意と声かけをお願いします。

**増水した水路は流れが速いため非常に危険!**

### 水路はごみ箱ではありません!!



ごみを捨てると法律により処罰されます  
5万円以下の懲罰、罰金は1,000万円以下の罰金



住宅地の混住化が進んだせいか、水路への“ゴミ捨て”が多くなってきています。ペットボトルや発泡スチロール製のトレイなどが目立ち、水路のあちこちで通水への支障を来しています。

また、最近では紙おむつも流れてきており大変迷惑しています。農業関係者だけでなく、近隣の方々にも声を掛けて“ゴミ捨て禁止”にご協力お願い致します。

### 物損事故は届け出を

改良区管内で自動車事故等により管理施設を破損する事故が発生しております。このような場合は、当事者の負担で復旧することになります。幹線用水路には年間通して用水が流れており、施設の破損状況によっては緊急を要するものもありますので必ず当改良区にご連絡ください。



### 用水施設管理ポスター入選作品



最優秀賞  
伊藤那奈さん

このポスターは迫川上流地区管理体制整備推進協議会（事務局：迫川上流土地改良区）が水路への不法投棄防止に対する啓発のため募集したものです。

### 雪捨て・雪寄せ注意!

用排水路への過度の雪捨ては、水路の閉塞による溢水事故の原因となります。また、施設への雪寄せは安全施設等の破損の原因ともなりますので、ご注意ください。

ご冥福をお祈りいたします

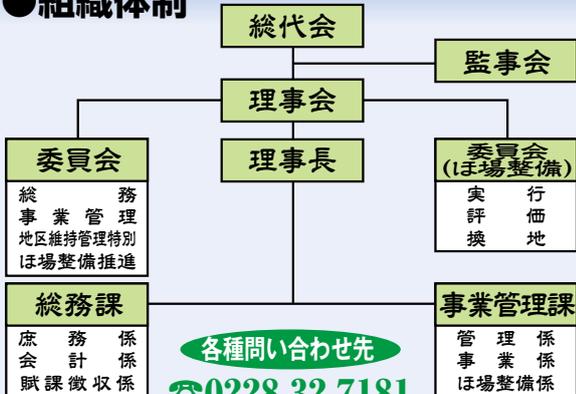
総代 千葉 良助氏 (栗原市志波姫) 平成二十七年二月八日逝去(六十八歳)

総代 酒井 新作氏 (登米市石越町南郷) 平成二十七年四月二十四日逝去(七十二歳)

総代 高橋 運一氏 (栗原市金成) 平成二十七年十月二十一日逝去(八十歳)

謹んで哀悼の意を表します

### ●組織体制



- |  |  |
|--|--|
| <b>総務課</b><br>・賦課金に関すること<br>・一括繰上償還に関すること<br>・土地の移動等に関すること | <b>事業管理課</b><br>・用水・排水に関すること<br>・工事に関すること<br>・ほ場整備に関すること |
|--|--|

### 《事務所移転のお知らせ》

栗原市若柳総合支所建て替えに伴い当改良区も移転する事となりました。

移転先は合併前の旧三迫川沿岸土地改良区事務所（栗原市役所金成分庁舎北側）で、一部増築して平成28年4月1日より執務の予定です。

